

令和４年度健全化判断比率・資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が平成１９年６月に公布されました。これにより平成１９年度決算から財政健全化に関する各指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率・資金不足比率）について、監査委員の審査を受け、その意見を付したうえで議会へ報告し、公表しなければなりません。

算出された指標により財政状況を３つの段階に区分する基準が設けられております。

自主的な改善努力により早期健全化を図る段階の「早期健全化基準」、国等の関与により確実な再生が求められる「財政再生基準」、早期健全化基準以下の場合の「健全段階」の３つです。

また、公営企業会計に対しては、別に「経営健全化基準」が設けられています。

山辺町の令和４年度決算に基づく算定結果は以下のとおりであり、いずれの指標も経営健全化基準を下回るものであり、町の財政は健全であるという結果になりました。

（ ）内は昨年度比率

【健全化判断比率】

（単位：％）

指 標	山辺町比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (—)	15.0	20.0
連結実質赤字比率	— (—)	20.0	30.0
実質公債費比率	10.3 (10.5)	25.0	35.0
将来負担比率	— (3.2)	350.0	

※実質赤字比率の「—」は、実質赤字額がないことを示します。

※連結実質赤字比率の「—」は、連結実質赤字額がないことを示します。

【資金不足比率】

（単位：％）

会 計 名	比 率	経営健全化基準
山辺町簡易水道事業会計	—	20.0
山辺町公共下水道事業会計	—	

※資金不足比率の「—」は、資金不足額がないことを示します。